

# 川崎市立多摩図書館菅閲覧所設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館条例(昭和25年川崎市条例第32号。以下「条例」という。)第3条に定める事業のうち、閲覧所の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 閲覧所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市立多摩図書館菅閲覧所	川崎市多摩区菅3丁目1番1号

(運営等)

第3条 川崎市立多摩図書館菅閲覧所の所管は、多摩図書館とし、閲覧・貸出しに関わる業務を行うものとする。

(開館時間及び休館日)

第4条 開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

開館時間	午前10時から午後5時まで
休館日	(1) 毎週月曜日 (2) 毎月第3月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、当該日の直後の休日でない日 (3) 休日

	(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (5) 図書館資料の整理等に必要期間として、1年につき6日を超えない範囲内で委員会が定める期間
--	--

(貸出し等)

第5条 条例第9条から第14条までの規定は、菅閲覧所における図書館資料の貸出し等について準用する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

平成15年3月1日から平成15年6月30日までは、第3木曜日を休館日とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。